

明治前期に於ける生糸直輸出の位置

富 澤 一 弘

The State of Direct Export of Raw Silk in the Early Part of the Meiji Era

Kazuhiro TOMIZAWA

During the period of 1859 to 1899, Japan gradually allowed foreigners to venture further from port areas into inland areas, in which "Settlement Trade" was the common form of trade practiced in Japan under the Unequal Treaty. During this period export and import transactions were conducted only through foreign merchants residing in Yokohama, Kobe and so on. The power endowed to such foreign merchants and their Japanese counterparts, differed widely, as the rich foreign traders were provided with full protection from their powerful governments and were granted certain privileges on contracts. Consequently, domestic merchants suffered in a subordinate position entangled with fixed pricing and other trading matters.

As a result, it was highly anticipated that measures would be taken in order to resolve differences in order to provide better trade practices and equality, and from which, the subject of this article, direct export was introduced. Primary areas of business which became involved with direct export included eggs of silkworms, tea, rice and later on the raw silk. However, it was until 1875 that the matter was forged as a main issue in policy made by the government.

During the same year, Okubo Toshimichi, the Home Secretary at the time, proposed the protective policy on direct export viewing encouragement of new industries, reinstatement of trading rights and trade promotions. The policy was supported and implemented by his political successors even following Okubo's termination in 1878. All through this period the government had encouraged direct export by providing abundant industrial loans, surrogating the business of foreign currency remittance and offering overseas informations. The driving governmental forces for this policy included the Ministry of Home Affairs, the Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Finance (Ministry of Agriculture and Commerce was added to the list in 1881). The

opening of Yokohama Shokin Ginko (横浜正金銀行) was a direct outgrowth of this policy, a trump for reinstatement of trade rights and acquisition of specie money. In 1880, Yokohama Shokin Ginko started its operation with massive funds amounting to three million yen (increased to four million yen in the following year) supplied by the government and established the system of documentary foreign exchange for Government (御用外国荷為替) exclusively for direct export.

Two years later, the central bank of Japan, Nippon Ginko (日本銀行), was established and together with its inauguration, various financial and trading institutions became better equipped. As a consequence, following 1880 there were some trading firms and enterprising individuals that followed to enter into direct export. The main discussion of this article, Yokohama Doshin Kaisha (横浜同伸会社), which also opened during the same year, was the first specialized trading firm for direct export of raw silk. The firm was a public corporation organized by ex-bureaucrats and models of silk manufacturers throughout Japan and included such important figures as Hoshino Chotaro and Arai Ryoichiro, the first pioneers for direct export of silk. The firm was initially capitalized at 100,000 yen and increased later to 300,000yen. They exported Japanese silk directly to overseas silk tradesmen through their two overseas branches located in New York and Lyon. In 1881, the company acquired huge profits and eventually achieved 20% dividend. This success had certainly incited and encouraged other firms and individuals to enter into the trade business and shortly thereafter the number of such enterprises increased nine firms.

Unfortunately, the success of direct export of silk and other materials did not last too long. Due to the prolonged severe economic recession caused by Matsukata Masayoshi's financial policy (referred to Matsukata Deflation), and conflicts between domestic and foreign merchants represented by the affairs of the "Associated Silk Storehouse" (連合生糸荷預所), the silk market in Yokohama was closed for several months.. Consequently, seven out of nine firms that entered into the business had pulled out by 1884. Only two firms, Yokohama Doshin Kaisha and Boeki Shokai (貿易商会), which dissolved in 1893, continued to export through and after this year. However, after suffering huge losses, the latter soon fell into a state of dormancy.

Under such circumstances, for what reasons did only Yokohama Doshin Kaisha survive the sluggish economic conditions to maintain its business operations. There appears to be no valid answers other than the fact that they enjoyed the government's generous supports and received a continuous supply of funds from Yokohama Shokin Ginko for documentary exchange, which was in fact so abundant that it amounted to ten times or more that of their capital. In fact they were treated so special that they could even attain funds at 20 times greater than the capital at around

50% of open market rate during its peak time. Although kept in secrecy, this remained the greatest reason accounting for the continued development of the company.

However, such privileges only lasted for a short term. After 1882, the Minister of Finance, Matsukata Masayoshi started reviewing the direct export encouraging policy and gradually withdrew the official protections for Yokohama Doshin Kaisha until final abolishment of the "System of documentary foreign exchange for Government" (御用外国荷為替取組) in 1888. The details of these events will be spared for the next article. However, this withdrawal of protection was the main cause of provoking a series of rescue activities for Yokohama Doshin Kaisha and later, the legislation activities concerning rescuing direct silk exporters.

Finally, reference should be made regarding a selection of statistics related to direct export of silk during the early period of the Meiji era. In 1876, the Mizunuma Silk Mill located in Gunma, was the first company to export their raw silk directly to the United States. Direct export of silk grew steadily outlasting various economic turns in the country and in 1884 this kind of firms achieved a 28% market share of all the silk export business. However, during the following year the ratio decreased to 12-13%, whereas foreign merchants in the settlements retained an overwhelming market share in excess of 80%. In the years following 1888, the market share of Yokohama Doshin Kaisha remained at less than 10%.

Major destinations for direct export of silk were primarily located in the United States while Europe remained the second most important area of destination. The importance of the former gradually increased over time. Following 1885, only Yokohama Doshin Kaisha and Boek Shokai carried the operation of direct export of silk allowing dominating shares to the former. This allocation of power remained unaffected until the breakup of the Boeki Shokai and the successive establishment of Yokohama Kiito Gomei Kaisha (横浜生糸合名会社) in 1893. Specifically between 1887 and 1892, the operation of "Direct Export of Silk" were almost borne by Yokohama Doshin Kaisha.

Based on these facts, the next treatise will examine in detail the movement related to rescue plans for Yokohama Doshin Kaisha, which took place during the time of the first session of the Imperial Diet.

第1章 生糸直輸出の位置

第1節 直輸出の沿革

明治8年、内務卿大久保利通の主導の下、本格化をみた直輸出保護政策は、明治11年、大久保利通薨去の後明治16年頃まで受け継がれていった⁽¹⁾。この間政府は、内務省、外務省、大蔵省（明治14年より農商務省も加わる）が中心となり、各府県を介して直輸出の勧奨に努めるとともに、

表1 主要直輸出事蹟一覧表（蚕種、製茶、米穀、明治14年まで）

分野	年月	事蹟	典拠
蚕種	明治3.11	松代藩商法社頭取大谷幸蔵、イタリアに赴いて蚕種を直売。蚕種直輸出の初例。	『開港と生糸貿易』 中巻 482 - 483頁 486 - 487頁 487 - 491頁 505 - 507頁 491 - 504頁 504 - 505頁
	5.11	小野組番頭古河市兵衛、イタリアに浅野幸兵衛を派遣して蚕種を直売、40万円程の巨利を収む。	
	9.11	雨宮敬次郎、イタリアに赴いて蚕種を直売、一大損失を被る。	
	11	秋田川尻組川村永之助、子息をイタリアに派遣して蚕種を直売。製造者による蚕種直輸出の初例。明治13年4月、川村永之助イタリアに赴いて蚕種を直売。	
	12.12	群馬島村勸業会社田島彌平、田島善平、田島彌三郎、イタリアに赴いて蚕種を直売。	
	14.1	伏島近蔵、イタリアに赴いて蚕種を直売、50万円余の負債を被る。	
製茶	明治4.3	京都物産引立惣会社および南三郡茶商社、京都府雇入の外商レーマン・ハルトマンを介してアメリカに製茶を直輸出。製茶直輸出の初例。	『横浜市史』第3巻上 718 - 719頁 726頁 719 - 721頁 731 - 733頁 733 - 734頁 734 - 735頁 741 - 742頁 750 - 751頁
	9.3	埼玉狭山会社社長繁田武平、在アメリカニューヨーク佐藤百太郎を介してアメリカに製茶を直輸出。	
	10.	三井物産会社、三重、滋賀、岐阜各県下に出張所を設立（翌年、静岡、京都にも）。アメリカに自社製造の紅茶を直輸出。	
	10.	静岡積信社総代江原素六等、内務商勸商局の支援の下、アメリカに製茶を直輸出。	
	11.	静岡有信社丸岡文六等、三井物産会社（後横浜フレーザー商会）を介してアメリカに製茶を直輸出。	
	12.	静岡清水製茶会社北村祥之助等、横浜フレーザー商会（後日本商会）を介してアメリカに製茶を直輸出。	
	14.	三重製茶輸出处社駒田作五郎等、貿易商会、三井物産、大倉組各社を介して欧米他に紅茶を直輸出。	
	14.	横浜日本紅茶商会伊藤基等、内務省勸商局、正金銀行の支援の下、オーストラリアメルボルンに紅茶を直輸出。	
米穀	明治5.1	政府、旧藩余剩米を横浜ウオッシュ・ホール商会を介して香港、ロンドンに直輸出。米穀直輸出の初例。	『横浜市史』第3巻上 616頁 618頁
	9.1	政府、三井組、横浜ワットソン商会を介して欧州、清国に米穀を直輸出。	

典拠：藤本實也『開港と生糸貿易』中巻（刀江書院、昭和14年10月）、『横浜市史』第3巻上（横浜市、昭和36年3月）

勸業資金の貸与や為替送金業務の代行、海外情報の提供等、行っている。正貨獲得、商権回復の切札として採用されたこの政策の下、明治13年、横浜正金銀行が開業、政府より下付された巨額の資金 初年度300万円、翌年度さらに100万円増額 をもとに、直輸出振興のための外国荷為替取組制度 所謂御用外国荷為替 を開設している⁽²⁾。その2年後、中央銀行たる日本銀行も開業、金融上、内外の機能を唇齒輔車する両銀行が登場しており、貿易をめぐる制度も整備をみている⁽³⁾。かくして明治13年以降、直輸出に新規参入する商社や個人が相次いでいる。

ところで直輸出という貿易形式は、一体何時の段階まで遡り得るものであろうか。表1を通じて確認しておきたい。本表は初期直輸出史を彩った蚕種、製茶、米穀に関するものである。これらには直輸出が国家的政策に上昇を遂げる明治8年以前の事例も含まれているが、直輸出の沿革を知る一助とはなるであろう。

まず蚕種について注目するならば、明治3年11月、松代藩商法社（現長野県長野市）頭取大谷幸蔵が滞貨山をなす横浜市場を見限りイタリアへ渡航、蚕種直売を行った事例が初例である⁽⁴⁾。この事例はまた、江戸幕府が行った試験的輸出を除くならば、本邦直輸出史上、最初の事例と考えられている⁽⁵⁾。ついで明治5年11月、小野組番頭古河市兵衛が同僚である浅野幸兵衛をイタリアに派遣、蚕種直売を行わしめ、巨利30万円余を収めた事例が知られている⁽⁶⁾。続いて明治9年11月、横浜商人雨宮敬次郎がイタリアへ渡航、蚕種直売を行ったものの、一大損失を被っている。その後明治11年、秋田川尻組（現秋田県秋田市）頭取川村永之丞が子息川村恒三をイタリアに派遣、蚕種直売を行わしめ、利益を収めているが、この事例こそ、蚕種業者自身による蚕種直輸出の嚆矢であり、翌年12月、島村勸業会社（現群馬県佐波郡境町）田島彌平、田島善平、田島彌三郎等による直売の開始、爾後4次にわたるイタリア直輸出の呼水となっている。

但し蚕種貿易衰退期とも重なる明治10年代に於いては、直輸出を以てしても利益確保は容易ではなく、明治14年1月、横浜商人伏島近蔵のイタリア渡航、直売失敗 負債総額50万円余 を最後に新規参入は跡を絶ち、継続的にイタリア直売を行っていた島村勸業会社は明治16年に、秋田川尻組は明治18年にそれぞれ蚕種直輸出より撤退している⁽⁷⁾。従ってこの段階で蚕種直輸出は、杜絶をみている。

次に製茶に着目すれば、明治4年3月、京都物産引立惣会社、および南三郡茶商社が行った直輸出を初例となす（ともに現京都府⁽⁸⁾）。京都府の勸業政策の一環として創立をみた両者のうち、前者は下村正太郎以下、管下の豪商、豪農を網羅、後者は南山城三郡の有力茶商を網羅したものであるが、ともに京都府雇入の外商と契約の上、アメリカに直輸出している。ついで明治9年3月、埼玉狭山会社（現埼玉県狭山市）社長繁田武平は、アメリカニューヨークに雑貨の商店を構えていた佐藤百太郎 順天堂佐藤尚中の孫にして、生糸直輸出の立役者のひとり を介してアメリカに製茶を直輸出している。また明治10年、三井物産会社は滋賀県大津町（現大津市）に製茶製造所を設置するとともに、滋賀、三重、岐阜各県に出張所を設置（翌年には京都、静岡両府県にも設置）、各生産地から茶葉や荒茶を集荷・再製して紅茶を製造しており、これら製茶をアメリカに直輸出し

ている。これは製茶より輸出、売却に至る全過程を商社が行った初例であるが、製造部門の収支が相償わず、この後製造部門を廃止して製品の買取り・直輸出に特化している。

一方製造者自身が内外商館と契約を結んで製茶直輸出を行う事例は、明治10年以降、続々現れている。明治10年4月、静岡県の積信社（現沼津市）総代江原素六等は、内務省勸商局の支援の下、アメリカに製茶直輸出を行っており、翌年には静岡県の有信社（現小笠郡浜岡町）社中丸尾文六等が始めは三井物産会社、後にはFraser Co.を通じてアメリカに製茶直輸出を行っている。また明治12年、静岡県の清水製茶会社（現清水市）北村祥之助等は、始めは横浜Fraser Co.、後には日本商会等を通じてアメリカに製茶直輸出を行っている。これら静岡県下の事例に続き、明治14年、三重製茶輸出会社（現安芸郡芸濃町）駒田作五郎等は、貿易商会、三井物産会社、大倉組を通じて欧米、オーストラリア、その他地域に製茶直輸出を行っている。さらに横浜では同年、紅茶専門の商社・横浜日本紅茶商会伊藤基等が内務省勸商局、横浜正金銀行の支援の下、オーストラリアに紅茶直輸出を行っている。以上が明治4年以降、明治14年に至る製茶直輸出の事例であるが、製茶については爾來、明治10年後半以降、明治20年代にかけても直輸出が継続をみている。

次に米穀に注目すれば、明治5年1月、政府が廢藩置縣の結果得たところの旧藩余剩米を、横浜Walsh, Hall & Co.を介して香港、ロンドンに輸出・売却した事例が初例であり、明治6年5月まで継続をみている⁽⁹⁾。ついで明治9年1月、政府が購入米を三井組、横浜外商Watson E.B.を介して清国、ヨーロッパに回送、直売させた事例があり、翌年9月まで継続をみている。尤もこれら両事例ともに、前者は130万円余、後者は60万円余の莫大な損失を被るに至っており、結局中止に至っている。

因みに如上の蚕種、製茶、米穀の事例の他、起立工商会（明治7年創業）、日本米国用達会社（明治8年創業）、森村組（明治12年創業）による雑貨直輸出の事例も存在しているが、ここでは割愛しておきたい⁽¹⁰⁾。それでは同時代、生糸直輸出の沿革は、果して如何なるものであったであろうか。以下、節を改めて確認しておきたい。

第2節 生糸直輸出の沿革

表2は生糸直輸出事蹟一覧表であるが、本表を通じてその概要を検討しておきたい。まず明治9年3月、群馬県の水沼製糸所（現勢多郡黒保根村）社長星野長太郎は、内務省勸商局および熊谷県当局の支援の下、実弟新井領一郎をアメリカに派遣、同年9月、水沼製糸所の器械糸をニューヨークの生糸仲買商に直売させているが、この事例こそ、本邦生糸直輸出の嚆矢である⁽¹¹⁾。ついで同年12月、福島県の二本松製糸会社（現二本松市）社長佐野理八は、内務省勸商局の支援の下、アメリカConnecticut州Cheney Bros. 当時全米屈指の絹織物業者Cheney兄弟の工場に生糸を直売、さらに翌年12月、社員山田修をニューヨークに派遣、自社の器械糸、および佐野組集荷に係る折返糸双方の直売に従事させているが、この佐野理八の事例が本邦生糸直輸出の第二の事例である。

因みに星野長太郎、佐野理八の両事例ともに、アメリカニューヨーク駐在副領事富田鐵之助（当

明治前期に於ける生糸直輸出の位置（富澤）

表2 生糸直輸出事蹟一覧表（明治9 - 16年まで）

年 月	事 蹟	典 拠
明治9年9月	群馬水沼製糸所社長星野長太郎、内務省勸商局および佐藤百太郎の支援の下、同年3月、実弟新井領一郎をアメリカに派遣。同年9月、自社の器械糸を直売。生糸直輸出の初例。	群馬「星野家文書」および『蚕史』前編373 - 377頁
12月	福島二本松製糸社長佐野理八、内務省勸商局の支援の下、アメリカに自社の器械糸を直売。翌年には社員山田修をアメリカに派遣して器械糸、姫印折返糸の双方を直売。	『蚕史』前編384 - 387頁および『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史163 - 164頁
10年7月	群馬水沼村他2箇村の農民、改良座繰製糸のための組織亙瀬会舎（亙瀬組）を結成、頭取新井系作、勸査人星野長太郎らの指導の下、同年8月、改良座繰製糸を共同出荷し、新井領一郎を通じて直売。改良座繰製糸の直輸出の初例。	群馬「星野家文書」および『蚕史』前編411 - 415頁
10年	東京三井物産会社（明治9年7月創業）、大蔵省の支援の下、官営富岡製糸場の器械糸をフランスに直売。	『横浜市史』第3巻上641 - 643頁
11年5月	群馬の改良座繰6組織、上部組織として前橋に精糸原舎（のち精糸原社）を結成。頭取深澤雄象、副頭取星野長太郎らの指導の下、同年11月、改良座繰を共同出荷、アメリカに直輸出。	群馬「星野家文書」および『蚕史』前編414 - 415頁
13年2月	外国貿易円滑化のため、大蔵卿大隈重信、慶應義塾福澤諭吉らの支援の下、横浜正金銀行開業（頭取中村道太、資本金300万円）。	『横浜正金銀行史』5 - 11頁
6月	東京第三十三国立銀行（頭取川村傳衛、資本金20万円）、群馬前橋に支店を設置。政府および横浜正金銀行からの資金をもとに直輸出荷為替を開設。	群馬「星野家文書」および『蚕史』前編418 - 419頁
10月	横浜正金銀行、政府からの貸下金300万円（翌年400万円）をもとに直輸出荷為替（所謂御用外国荷為替）を開設。	『横浜正金銀行史』25 - 26頁
12月	政府、県当局の支援の下、群馬県下の器械・改良座繰の両製糸業者を網羅した地方直輸出商社・上毛繭糸改良会社、前橋に創業（頭取星野長太郎、資本金100万円余）。全国の模範的製糸業者を網羅して横浜同伸会社創業（社長速水堅曹、取締役星野長太郎他、資本金10万円）、アメリカニューヨーク（新井領一郎）、フランスリヨン（福田乾一、山中智倚）の両支店を通じて直売。横浜に於ける生糸直輸出専門商社の初例。	群馬「星野家文書」および『上毛繭糸改良会社沿革史』24 - 76頁 群馬「星野家文書」および『開港と生糸貿易』下巻492 - 502頁
14年1月	埼玉県令白根多助、上毛繭糸改良会社に倣って県下の製糸業者に埼玉生糸改良会社（創立委員清水宗徳他）を結成させる。当年より同伸会社を通じて直輸出開始。	『製糸諮詢会紀事』48 - 50頁および『埼玉県蚕糸業史』302 - 310頁
3月	大分県令西村亮吉、生糸改良、共同出荷のため県下の製糸業者に蚕糸原社（頭取小野惟一郎）を結成させる。当年より同伸会社を通じて直輸出開始。	『製糸諮詢会紀事』23 - 27頁
4月	内務・大蔵両省より農工商にわたる権限を移譲され、農商務省開省（農商務卿河野敏謙）。大蔵省御用掛前田正名、静岡、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、福井、石川、長野、山梨の11府県を視察巡回して同業者の団結と製品の改良、直輸出の必要を訴える。これに応じて同年、岐阜、京都、兵庫、石川、長野の各府県製糸業者、同伸会社を通じて直輸出開始。	『蚕史』前編468頁および『大日本蚕史』正史669頁 『前田正名君性行一斑』1 - 3頁および『製糸諮詢会紀事』54 - 57頁、『農務顛末』第3巻1026、1031 - 1033、1198 - 1200頁
8月	二本松製糸会社・佐野組のアメリカニューヨーク支店廃止、以後両社の製品は同伸会社を通じて直売。	『開港と生糸貿易』下巻483 - 490頁

年 月	事 蹟	典 拠
明治14年9月	横浜生糸連合荷預所（頭取澁澤喜作、資本金7万6000円）創業。外商の取引停止措置により11月の和解に至るまで生糸貿易中断、紛争の余波は直輸出商社・荷主にも深刻な打撃を与える。この年貿易商会（社長早矢仕有的、支配人朝吹英二、資本金20万円）、扶桑商会（頭取原田二郎、副頭取子安峻、資本金30万円）、日本商会（佐藤組の経営を引継ぐも実態不詳）の3商社、直輸出開始。ただし扶桑商会の直輸出は当年のみ。	群馬「星野家文書」および『蚕史』前編471 - 480頁 『開港と生糸貿易』下巻507 - 519、525 - 529頁
15年2月	大蔵卿松方正義、横浜正金銀行の規程を改め、地方より開港場までの直輸出用の荷為替取組（2類）を廃止させる。この年横浜売込問屋山田駒吉、直輸出開始。一方日本商会、当年にて直輸出停止。	『横浜市史』第3巻上673 - 675頁 『日本蚕糸業史』第1巻生糸貿易史203 - 204頁
16年11月	大蔵卿松方正義、横浜正金銀行に50万円の資金を貸下げ、外国人向けの為替取組を開始させる。この年イロ八商会（小林吟次郎、阿部彦太郎他）直輸出開始。ただし翌年まで。一方三井物産会社、当年にて直輸出中止（再開明治29年）。	『横浜市史』第3巻上680 - 683頁 『日本蚕糸業史』第1巻生糸貿易史203 - 204頁

時領事不設、後の日本銀行総裁、貴族院議員）内務省勸業寮八等出仕兼内務省費ラ^(フィラデルフィア)特費府博覧會御用掛神鞭知常（後の衆議院議員、内閣法制局長官）等によるアメリカ絹業協会、ならびにその構成員たる絹織物業者への濃やかなる事前の働きかけを俟って初めて可能となったものと言えよう。しかもこれら事例はともに利益を齎らしており、製糸業者に対して生糸直輸出の可能性・将来性を強く印象づける結果ともなっている。

明治10年7月、星野長太郎は、郷里水沼村の村民21名、ならびに親族の下田澤村（現勢多郡黒保根村）新井系作 新井領一郎の養父 小中村（現勢多郡東村）松嶋友太郎等23名と盟約を結び、改良座繰製糸の製造と直輸出のための組織である巨瀬^{わたらせ}会舎（後の巨瀬組〔互瀬組〕）を結成、9月には第一便をアメリカに直輸出している⁽¹²⁾。在ニューヨークの新井領一郎による市場調査と現地絹織物業者の助言を踏まえて計画されたこの改良座繰製糸の直輸出は、国産器械製糸一般の価格低迷を尻目に巨額の収益 従前ノ製糸二比スレ八和百斤ニ付常二式百円内外ノ鴻利 を齎らしている⁽¹³⁾。この事例こそ、改良座繰製糸の直輸出の初例であり、その成功が呼水となり、群馬県明治9年8月、熊谷県鹿島に伴い再設 管下の座繰製糸は僅々一兩年のうちに改良座繰製糸一色に染め上げられていくのであった⁽¹⁴⁾。

なお明治10年、三井物産会社も如上の趨勢に呼応して生糸直輸出に参入している⁽¹⁵⁾。即ち三井物産会社は、官営富岡製糸場の器械糸を大蔵省の支援の下、フランスに直輸出を行っており、爾来明治12年、アメリカニューヨーク支店開設、明治13年、フランスリヨン支店開設を経て本格的に生糸直輸出に参入していくことになっている。

続いて明治11年5月、群馬県下の改良座繰製糸の6組織が連合して、前橋北曲輪町（現前橋市）に統括組織である精系原舎（後の精系原社）を結成、頭取深澤雄象、副頭取星野長太郎の指導の下、

同年9月以降、傘下の勢多、群馬、山田、利根四郡の改良座繰製糸をアメリカに共同出荷、在ニューヨークの新井領一郎を介して直売している⁽¹⁶⁾。この直輸出も横浜売却に比して100斤あたり126円 - 140円余の高収益を生み、県下製糸業者をして改良座繰製糸、ならびに生糸直輸出の効用を強く知らしめている⁽¹⁷⁾。かくして県下の改良座繰製糸の製造量も激増、明治12年度には全年度比5.5倍相当の13万5000斤（81トン）の大台に到達、生糸製造量全体の2割程度を占めるまでに至っている⁽¹⁸⁾。そして明治14年、15年頃に至るまで改良座繰製糸への転進、生糸直輸出への関心は、県内外に於いて広がりを見るのであった。またかかる機運の下、深澤雄象、星野長太郎以下、精糸原舎幹部は、明治13年3月、群馬県下の養蚕・製糸業改良を謳った研究・協議組織・上毛繭糸改良会を前橋本町に結成、全県規模の蚕糸業改良に着手している⁽¹⁹⁾。

第3節 生糸直輸出商社の誕生

明治13年2月、時の大蔵卿にして直輸出政策の推進者であった大隈重信、さらに慶應義塾福澤諭吉以下、三田系人士の肝煎にて、外国貿易振興のための銀行である横浜正金銀行（頭取中村道太、資本金300万円）が開業を迎えている⁽²⁰⁾。当時精糸原舎向けに巨額の荷為替資金を必要としていた深澤雄象、星野長太郎等同社幹部は、福澤諭吉の紹介を以て横浜正金銀行に融資を依頼、即座に10万円を貸与の内約を得ている⁽²¹⁾。その後若干の曲折を経て、東京第三十三国立銀行（頭取川村傳衛、資本金20万円）を介して横浜正金銀行の融資を受けることが決定をみている。ついで内務省、大蔵省と群馬県当局、横浜正金銀行と東京第三十三国立銀行、そして当事者である精糸原舎の間で協議が整い、同年6月、東京第三十三国立銀行前橋支店（支配人種田誠一）が開設されている。

東京第三十三国立銀行は、明治11年5月、精糸原舎創業時点から同社と接点を有し、荷為替資金を融資していたが、明治13年6月、前橋支店開設を機に生糸直輸出用の荷為替制度を開設、内務省、大蔵省からの拝借金、および先述の横浜正金銀行からの貸付金、さらに新規に投入した自己資金等、合計50万円余を原資として、本格的な融資を開始している⁽²²⁾。その結果、早くも支店開業直後の段階で70万円余という予想を越える水準の荷為替取組実績がみられたのであった⁽²³⁾。

かかる地方の状況を踏まえて、中央にあっても直輸出奨励政策上、重要な制度的前進がみられている。即ち明治13年10月、横浜正金銀行は、政府貸下金300万円（翌年400万円に増額）を原資として、直輸出専用の荷為替制度 所謂御用外国荷為替 を新設、地方より開港場までの荷為替取組（2類）、開港場より海外までの荷為替取組（1類）の2制度を開設して、市中金利の5割以下（4～6分）という年利にて生糸、製茶等、直輸出関係者の利用に供している⁽²⁴⁾。この結果、直輸出先進地にあっては斯業盛行に一層拍車がかかっており、また従来、金融的便宜を欠き斯業とは無縁であった地方に於いても、新規参入の機会が均等に与えられるに至っている。それ故、横浜正金銀行による御用外国荷為替開設は、まさに生糸直輸出 製茶直輸出も同様の発展と全国化の直接的契機であったのである。

如上の動きに連動して明治13年12月、生糸直輸出研究史上に名高き上毛繭糸改良会社（現群馬県

前橋市)、横浜同伸会社(現神奈川県横浜市)の両社が開業を迎えている。まず前者に着目するならば、同社は明治11年5月結成の精糸原舎、ならびに明治13年3月結成の上毛繭糸改良会を母体として組織された地方直輸出商社であり、内務省、大蔵省、さらに群馬県当局の支援の下、成立したものである⁽²⁵⁾。上毛繭糸改良会社は、頭取星野長太郎、副頭取松本源五郎、取締役宮崎有敬等、旧精糸原舎幹部の指導の下、県内87組合にも及び器械製糸、改良座繰製糸の両組織を傘下に収め、各株主供託の地券100万円を以て資本金としており、政府からの巨額の貸下金、および横浜正金銀行、東京第三十三国立銀行からの資金提供を想定して創立に漕ぎつけている。

一方後者に着目するならば、横浜同伸会社は、内務卿大久保利通存世中の準国営生糸直輸出商社設立構想を土台に、内務省御用掛兼官営富岡製糸所長速水堅曹(旧前橋藩士にして、当時の蚕糸業技術官僚の第一人者)を中心に組織された本邦初の生糸直輸出専門商社であった⁽²⁶⁾。群馬県の星野長太郎、福島県の佐野理八、長野県の大里忠一郎等を始めとする全国各地の模範的製糸業者とともに、高木三郎(元アメリカニューヨーク駐在領事)、福田乾一(元大蔵省商務局出仕、フランス駐在)、中山智倚(元内務省出仕、速水堅曹下僚)等貿易実務や蚕糸業行政に通暁している元官僚を擁する横浜同伸会社は、まさに大久保-大隈財政期の勸業・直輸出政策を体現化した商社であり、社長速水堅曹、副社長高木三郎、取締役星野長太郎等の指導の下、アメリカニューヨーク(社員新井領一郎)、フランスリヨン(社員福田乾一、中山智倚)の両支店を通じて生糸仲買商・絹織物業者と直接取引を行い、販路拡張を図っていった。なお横浜同伸会社の資本金額は、創業段階に於いて僅々10万円という水準に止まっていたものの、御用外国荷為替の恩恵を最大限に被っており、政府・横浜正金銀行を介した潤澤なる為替資金を行使し得たのであった⁽²⁷⁾。

これら上毛繭糸改良会社、横浜同伸会社の両社の誕生は、地方製造者の団結 品質の改良 直輸出、という時の大蔵省御用掛前田正名の所論にまさしく合致するものであり、事実、両社構想の段階より前田正名はその商議に与っている⁽²⁸⁾。前田正名自身にとっては、明治12年10月起筆、『直接貿易意見一斑』⁽²⁹⁾の持論(この時点ではなお未刊行、明治14年10月刊行)が地方、開港場双方に於いて初めて、しかも同時に実現をみたという画期的出来事であり、その理論の最初の実践例に他ならなかった。前田正名にとっての特別な重みは、上毛繭糸改良会社創立会議、横浜同伸会社開業式の両方に親しく参列した事実からも十分窺い知れるのである⁽³⁰⁾。しかも両社の創業と同時期、明治13年12月、前田正名は大蔵卿佐野常民に学史に名高き建白書「直接貿易基礎確定二関スル三大要綱」を提出、直輸出のイデオログとしての自己を、実践的事実の裏打ちの下、初めて確立している⁽³¹⁾。明治13年に於ける前田正名と星野長太郎との邂逅は、本論文の主題を彩る出来事として銘記されねばならない。

ところで明治14年1月、埼玉県令白根多助は、上毛繭糸改良会社の方式に倣い、県下の製糸業者を網羅して埼玉生糸改良会社(創立委員清水宗徳等)を組織させている⁽³²⁾。この埼玉生糸改良会社も、共同集荷・再繰による生糸の品位向上と直輸出を掲げて結成をみたものであり、明治14年以降、翌年にかけて暢業社(現埼玉県狭山市)社長にして、横浜同伸会社取締役であった清水宗徳の

指導の下、横浜同伸会社を通じた直輸出を行っている。

また埼玉県の記事同様、明治14年3月、大分県令西村亮吉は、生糸改良と共同販売のため、県下の製糸業者を網羅して蚕糸原社（頭取小野惟一郎）を組織させており、この蚕糸原社も同年以降、横浜同伸会社を通じた直輸出を開始している⁽³³⁾。蓋し埼玉県、大分県の記事とも、内務省の意向乃至指令を踏まえた措置である。

因みに明治14年4月、内務省、大蔵省から農工商に関する権限を移譲されるかたちで新たに農商務省が成立をみている（初代農商務卿河野敏謙）⁽³⁴⁾。それ故、これ以降、蚕糸業行政も農商務省に一本化されていくが、こと直輸出政策に関しては、なお大蔵省の関与するところが大きかった。実際、大蔵省御用掛前田正名は、同年4月以降、5月にかけて視察のため、静岡、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、福井、石川、長野、山梨の11府県を巡回しているが、その途上にあつては単なる視察旅行の域を越えて、県庁乃至郡役所に製糸、製茶、漆器、陶器、雑貨等の当業者を召集しては、親しく同業者間の結束、製品の改良、直輸出の必要性を訴えている⁽³⁵⁾。その結果、製糸業者にあつては岐阜、京都、兵庫、石川の4府県からこの勸奨に応える当業者が現れており、ともに同年中、横浜同伸会社を介した生糸直輸出の実現にまで到達している。これら4府県の記事に、先述の埼玉県、大分県の記事を加えるならば、明治14年中、新たに6府県の製糸業者が横浜同伸会社を媒介として、直輸出に参入したことになる。

政府の生糸直輸出奨励策と横浜同伸会社の創業、さらに民間製糸業者の直輸出参入を前に、従来の居留地貿易は、初めて別の位相を迎えるに至った。即ちこの段階に於いて初めて売込問屋・居留地外商という経路を介さない別個の輸出経路が誕生し、しかも機能したのであった。明治13年12月、開業の横浜同伸会社は、その小資本にもかかわらず営業上、多額の利益を収めており、初年度の配当2割を実現している⁽³⁶⁾。この実績を眼前にした在京、在浜の商社・商店も、明治14年以降、本格的に生糸直輸出への参入を果たしている。これら新規参入組のうち、最大手の貿易商会（社長早矢仕有的、支配人朝吹英二、資本金20万円）は、明治13年8月、参議大隈重信、そして福澤諭吉以下、三田系人士の支援の下、創業をみた商社であり、明治14年7月以降、生糸直輸出に参入、明治26年の解散の時点まで直輸出の一角を担っている⁽³⁷⁾。

また明治14年中、日本商会 明治12年改組の佐藤組の後身なるも、実態不明 も生糸直輸出に参入している⁽³⁸⁾。さらに同年開業の扶桑商会（頭取原田二郎、副頭取子安峻、資本金30万円）も生糸直輸出に参入している⁽³⁹⁾。従つて同年中、3商社が新規に参入を果たしたことになる。

ついで明治15年に於ける新規参入の記事を確認すれば、横浜売込問屋山田駒吉がフランス、イギリスに生糸直輸出を行ったことが知られている⁽⁴⁰⁾。続いて明治16年に於ける新規参入の記事を確認すれば、イロ八商会 小林吟次郎、阿部彦太郎、佐野令三、橋本重兵衛等の共同経営なるも、資本金額不詳 がフランス、イギリス、アメリカに生糸直輸出を行ったことが知られている⁽⁴¹⁾。そして爾後、明治26年10月、横浜生糸合名会社（業務担当員新井領一郎、伊藤富治郎、資本金50万円）の開業に至るまで、生糸直輸出業への新規参入はみられないのである⁽⁴²⁾。それでは如上の商

社・商店の直輸出実績は、果して如何なるものであったであらうか。以下、節を改めて検討を加えてみたい。

第4節 生糸直輸出の実績

表3は明治13年以降、明治22年に至る商社・商店別生糸直輸出一覧表である。本表を通じて各商

表3 商社・商店別生糸直輸出一覧表（明治13 - 22年）

二 二 年	二 一 年	二 〇 年	一 九 年	一 八 年	一 七 年	一 六 年	一 五 年	一 四 年七月ヨリ 一 二 月マデ	一 三 年七月ヨリ 一 四 年五月マデ	明治 年度
米 仏	米 伊 仏	米 瑞 仏	米 仏	米 仏	米 英 仏	米 英 仏	米 英 仏	仏 英 米	米 英 仏	国 名 社 名
					二 三 八	二 三 三		五 五	一、 四〇 八	開 通 社
								一 八 六	三 七	三 井 物 産 会 社
一、 二 八	二、 一 七 五	三、 五 六	一、 九 五 六	一、 三 八 五	二、 二 六 七	一、 八 四 四	一、 三 七 九	一、 二 六 〇	二 七	同 社 伸
							二 九	七 三		日 本 商 會
三 〇 五	四 〇	六 三 四	九 四	一、 〇 九	一、 三 五 〇	二、 〇 七 九	一、 五 四 六	一、 八 〇 一		商 貿 會 易
								三 三		安 西 徳 兵 衛
								一 六 四		扶 桑 商 會
						三	八			山 田 駒 吉
					八	四	二 〇 四			イ 口 商 會
二、 二 七 六	三、 三 〇 二	四、 〇 九	三、 六 三 六	三、 一 五 八	五、 八 九 六	七、 〇 三 四	三、 五 六 〇	三、 五 六 二	二、 八 五 〇	合 計

典拠：河瀬秀治『生糸貿易維持方案』（星野長太郎編集・発行、明治24年1月）巻末
付録第4号表により筆者が作成。なお表の形式・表記は、原史料を最大限尊重している。

社・商店の直輸出実績を確認すれば、一商社、一商店の域を越えて、当該期10箇年に於ける生糸直輸出の消長についても把握可能である。即ち当初、横浜同伸会社の成功に刺激を受けて生糸直輸出参入を果たした商社・商店も、1年（扶桑商会）、2年（日本商会、イロ八商会、山田駒吉）という短期間のうちに斯業から撤退するのであり、明治10年以来、7箇年にわたり斯業に携わってきた三井物産会社も明治16年を以て中断を余儀なくされている。この間、能く直輸出を継続し得た横浜同伸会社、貿易商会の場合も、後者は巨額の欠損を計上の末、明治22年を以て休眠状態に陥り、明治26年には解社・消滅を迎えている⁽⁴³⁾。なお本表中、開通社および安西徳兵衛の事例は、ともに当初、横浜同伸会社への合流を肯んじ得なかった佐野理八の委託に基づくものであり、明治17年を以て解消、以来同伸会社を介した直輸出に一本化をみている⁽⁴⁴⁾。

それでは何故、横浜同伸会社以外の商社・商店の生糸直輸出が短期間のうちに頓挫を来したかと言えば、海外需要地の現状に通暁する人材 学理に最も通暁した三田系の人物と雖も、新井領一郎級の海外駐在員を輩出するまでには至らなかつたし、事実において戦前期、新井領一郎に比肩する在外生糸商は現れるに至らなかつた を欠き、海外市況や需給動向の情報も乏しく、国内の小資本、高金利に強く掣肘され、四時変転する世界市場を前に判断を誤り、商機を逸したのであることが要因としてあげられる。しかしながら本質的要因としては、政府による直輸出政策の変更、わけても斯業に対する金融的保護の後退にその所以の多くを求めねばなるまい。

明治14年10月、参議大隈重信の罷免、大蔵卿佐野常民の退任をうけて、後任の大蔵卿に就任した松方正義は、当初は前任者の直輸出奨励政策を受け継ぎつつも、財政再建上の要請、ならびに正貨獲得上の効率性から大隈 - 佐野財政期の政策基調を修正、徐々に独自色を強めていった⁽⁴⁵⁾。明治14年11月、大蔵卿松方正義は横浜正金銀行に対して御用外国荷為替の見直しを指示、その結果、明治15年3月、当時この資金枠400万円中、120万円程度（3割相当）を占めていた地方より開港場までの荷為替取組（2類）が廃止をみている。この改革は開港場の商社に荷為替資金を振り向けて、効率的に直輸出を行わせるという意図を有していたが、反面上毛繭糸改良会社の如き地方直輸出商社の営業に対しては、阻外的乃至否定的効果を齎らしている⁽⁴⁶⁾。この段階に於いて大蔵省は、明治初年以來、内務省ともども行ってきた勸業的手法 特定の個人、会社に対して直接資金を交付し、以て殖産興業、貿易振興を企図する を修正、爾後保護・奨励の対象は、選別のかつ限定的なるものへと集約されることになっている。

一方開港場より海外までの御用外国荷為替（1類）は、この改革以降、荷為替取組時点に於ける検査や価格評価、仕向先に於ける荷物の保管、さらに売却代金の上納・送金等、横浜正金銀行出張員、在外日本領事館員を通じてより厳格に運用をみるに至っている。かかる管理強化のうち、殊に生糸直輸出商社の営業を圧迫したのは、「為換荷物八其送り先キ地ノ領事館ニ於テ之ヲ管守セシメ為換金上納ノ上ナラテハ引渡シセサルコト」という規定の励行である⁽⁴⁷⁾。当時横浜居留地を例外として、世界の生糸売買に於いては現金取引の慣行は存在せず、生糸売却の後、アメリカにあっては6箇月後、フランスにあっては3箇月後の入金が一般的であった⁽⁴⁸⁾。従って直輸出商社の在外

支店には、製品納品後も暫時入金がないため、旧来はこの状態への配慮から、直輸出会社による在外領事館への荷為替代金の上納、横浜正金銀行への送金は、6箇月程度猶予される慣行にあった。しかるにこの改革の結果、政府・横浜正金銀行側の利便性 荷為替資金の回収は、当然のことながらより迅速、より確実となっている が向上する反面、直輸出会社側の利便性は大きく損なわれることになっている。

即ちこの改定は、直輸出会社の在外支店側が領事館に対して当該荷物の為替代金を先払いしない限り、その見本の取り出しはおろか、荷受けすら叶わず、従って売却も叶わないということの意味しており、直輸出会社側は営業継続上、常時多額の荷受け用資金を在外店に留め置く必要に迫られている。この改定に連動して発令された「外国^(ママ)為換取扱二付駐外領事へ訓条」に於いては、右に関して小さな便法 「堅固ナル抵当物」即ち公債や金銀塊等、确实なる抵当の差出を条件に荷受けを認める条項 を設けている⁽⁴⁹⁾。しかしながらさらぬだに薄資の直輸出会社にとっては、現金を差出すことも、公債を差出すことも、ほとんど同義であり、能くなし得るものではなかった。かくして明治14年以來の新規参入組も、明治15年 - 17年までには概ね撤退を余儀なくされている。

ついで大蔵卿松方正義は、横浜正金銀行自体の再建に着手、明治15年6月以降、7月にかけて不良債権の拡大、経営状態の悪化を理由として経営陣を厳しく追及、初代頭取中村道太を辞職に追い込んでいる⁽⁵⁰⁾。さらに後任の第2代頭取小野光景が行内改革に消極的と看取するや、明治16年1月、辞職に追い込んでいる。またその後任に第3代頭取白須退蔵も任に堪えないと看取するや、同年3月、東京第百国立銀行頭取原六郎を以て後任の頭取に据えており、原六郎をして大蔵省本位の抜本的改革を行わしめている。

この間、大蔵省当局から有形・無形の圧迫を被ってきた横浜正金銀行側も、経営再建のために融資の選別や回収に努めているが、その過程では生糸直輸出会社に対して、従前の未回収融資を将来の荷為替融資枠を以て相殺、爾後直輸出を行うごとに未回収分を天引するが如き手法を採用しており、貿易商会支配人朝吹英二をして「地蔵様が一夜に閻魔と早変りした程」と言わしめている⁽⁵¹⁾。明治15年を分水嶺とする横浜正金銀行の変貌は、横浜連合生糸荷預所事件に起因する前年来の糸況低迷に加えて、松方財政下の通貨収縮、金融閉塞に当面する全国の製糸業者、製茶業者からその直輸出熱を奪い去っている。

その結果、横浜正金銀行の御用外国荷為替の取組実績も減少して来しており、明治15年下半期の実績は、前年同期の4割程度という低い水準に止まり、却って同行の収益に悪影響を及ぼしかねない事態となっている⁽⁵²⁾。そのため横浜正金銀行は、大蔵卿松方正義の認可の下、明治16年5月、生糸・製茶の御用外国荷為替の利率引下げ 年利6分より4分に改定 を実施している。さらに同行は、前年3月以來、既に廃止をみていた地方より開港場までの荷為替取組(旧2類)を再度部分的に復活させており、明治16年6月、生糸直輸出に対して、同年9月、製茶直輸出に対してそれぞれ開港場までの荷為替取組を認めるに至っている。尤も插秧期に用水を遮断し、幼苗枯死の後、再度通水を試みるような政府・横浜正金銀行側の対応は、畢竟直輸出再生の切札とはなり得ず、斯

業の沈滞は明治16年下半期にあっても不変であった。かくして明治政府の貿易政策は、ここに転換の秋を迎えるのであった。

明治16年10月、大蔵卿松方正義は、横浜正金銀行に政府預入金50万円を交付、以て外国人為替取組を新規に開設させている⁽⁵³⁾。従来の御用外国荷為替が邦人専用であるのに対して、この新制度は外国商館、および外国人一般を対象としている。当時横浜居留地の外国銀行、外国商館は、日本国内の不況に伴う輸入の減少、ならびに日本側の輸出超過に伴う銀貨不足から極度の金融逼迫に直面しており、この制度の新設は外国人から大いに歓迎されている。その結果、外国人為替取組の実績は、僅々2箇月にして90万円の大台を突破しており、横浜居留地からの生糸荷為替取組のうち、横浜正金銀行が一挙に7割以上を独占、荷為替をめぐる外国銀行と同行との力関係は、永く逆転をみるのであった。因みに外国人為替取組の取組実績は、明治17年度に於いて388万円余（邦人取組実績298万円余）、明治18年度に於いて830万円余（邦人取組実績187万円余）と激増を遂げており、正貨獲得上、邦人限定の御用外国荷為替に比較して際立った効率性を示している。かかる現実、落差を前に明治17年以降、政府・横浜正金銀行による直輸出保護政策は、前田正名、そして当業者の反対にもかかわらず、除々に後退しており、遂に明治20年、大蔵省は御用外国荷為替の廃止方針を打ち出すまでに至っている（嗣出論文にて後述）。

それではここで目を転じて、表4より生糸直輸出に関する統計的事実を確認しておきたい。本表は明治15 - 25年までの生糸直輸出商社、外国商館の輸出実績を掲示するものであるが、各々について輸出比率を一覧すれば、その消長は自ら明らかである。即ち邦人の生糸直輸出は、明治15 - 17年までは比率の上で拡大をみるものの、明治18年以降、縮小に転じており、明治21 - 25年にかけてはさらに縮小、1割以下、5分前後の水準で低迷を余儀なくされている。一方外国商館の生糸輸出は、明治16 - 17年の7割台を除けば、終始8割以上の比率を占めており、明治21 - 25年にかけては、直輸出商社の凋落を尻目に9割以上の圧倒的比率を占めている。従って本表からすれば、明治17年を境として直輸出の頹勢、居留地貿易の発展、という対照的的局面を迎えるに至ったものと理解し得る。かかる変化は、当然、政府・横浜正金銀行による直輸出保護政策の転換と大いに関係がある。

次に直輸出商社・商店側の輸出実績について、より詳細に確認を行っていききたい。明治10年、三井物産会社の生糸直輸出参入、明治13年12月、横浜同伸会社開業以降、斯業に關与した商社・商店は7（開通社、安西徳兵衛、山田駒吉の事例を含む）、合計9例に及んでいるものの、そのほとんどは継続性を伴っておらず、明治18年 - 25年にかけて生糸直輸出業は、横浜同伸会社、貿易商会の2社のみとなっている。そして表5 - (1) が示す通り、両社の斯界に占める比重は当初から圧倒的であり、開通社の事例 既述の如く佐野理八の製造・集荷に係る生糸輸出を代行 およびイロ八商会の事例を措くならば明治13 - 15年段階より寡占状態であり、明治16年段階では全輸出量の8割2分余、明治17年段階では同じく9割7分余までをこの2社が占めている。

因みに横浜同伸会社、貿易商会の両社の寡占状態下の占有率配分を確認すれば、明治18年段階ではほぼ拮抗しているものの、明治19年段階では前者の優位が確定、前者が後者の2倍以上の荷数を

表4 生糸直輸出比率一覧表(明治15 - 25年)

年次		直輸出			外国商館輸出			合計	
和暦	西暦	輸出量	%	指数	輸出量	%	指数	輸出量	指数
明治15	1882	3,506俵	12.1	100.0	25,437俵	87.9	100.0	28,943俵	100.0
16	1883	7,034	22.5	200.6	24,281	77.5	95.5	31,315	108.2
17	1884	5,896	28.1	168.2	15,095	71.9	59.3	20,991	72.5
18	1885	3,158	12.9	90.1	21,414	87.1	84.2	24,572	84.9
19	1886	3,636	13.6	103.7	23,081	86.4	90.7	26,717	92.3
20	1887	4,091	13.0	116.7	27,381	87.0	107.6	31,472	108.7
21	1888	3,302	7.0	94.2	43,703	93.0	171.8	47,005	162.4
22	1889	3,276	7.9	93.4	38,007	92.1	149.4	41,283	142.6
23	1890	229,088斤	4.6	65.3	4,757,186斤	95.4	187.0	4,986,274斤	172.3
24	1891	372,583	4.3	106.3	8,245,723	95.7	324.2	8,6183,06	297.8
25	1892	500,679	5.2	142.8	9,047,544	94.8	355.7	9,548,223	329.9

典拠：河瀬秀治『生糸貿易維持方案』（星野長太郎編集・発行、明治24年1月）巻末付録第4号（明治15 - 22年まで）、および『横浜市史』第3巻上（横浜市、昭和36年3月）691頁（明治23 - 25年まで）の原数値をもとに筆者が作成。

表5 - (1) 生糸直輸出仕向先一覧表(明治13 - 22年)

年次		同伸会社			貿易商会			その他			合計		
和暦	西暦	アメリカ	ヨーロッパ	小計									
13.7・14.5	1880 - 1881	271	107	378	0	0	0	1,445	1,027	2,472	1,716	1,134	2,850
14.7・14.12	1881			1,260			1,801			501			3,562
15	1882	1,379	376	1,755	896	487	1,383	43	325	368	2,318	1,188	3,506
16	1883	1,844	735	2,579	1,352	1,885	3,237	40	1,178	1,218	3,226	3,798	7,034
17	1884	2,267	397	2,664	1,009	2,079	3,088	12	132	144	3,288	2,608	5,896
18	1885	1,385	283	1,668	140	1,350	1,490	0	0	0	1,525	1,633	3,158
19	1886	1,956	529	2,485	132	1,019	1,151	0	0	0	2,088	1,548	3,636
20	1887	3,561	436	3,997	0	94	94	0	0	0	3,561	530	4,091
21	1888	2,175	453	2,628	0	674	674	0	0	0	2,175	1,127	3,302
22	1889	1,218	753	1,971	0	305	305	0	0	0	1,218	1,058	2,276

典拠：河瀬秀治『生糸貿易維持方案』（星野長太郎編集・発行、明治24年1月）巻末付録第4号表により筆者が作成。なおこの原数値は7月 - 翌年6月までを年度とする。

表5 - (2) 生糸直輸出仕向先一覧表(明治24 - 31年)

年次		同伸会社			貿易商会			横浜生糸合名			三井物産			合計		
和暦	西暦	アメリカ	ヨーロッパ	小計	アメリカ	ヨーロッパ	小計	アメリカ	ヨーロッパ	小計	アメリカ	ヨーロッパ	小計	アメリカ	ヨーロッパ	計
明治24	1891	2,919	327	3,246	0	405	405							2,919	732	3,651
25	1892	3,688	224	3,912	23	343	366							3,711	567	4,278
26	1893	1,336	915	2,251	5	122	127	1,545	143	1,688				2,886	1,180	4,066
27	1894	1,506	39	1,545				5,645	538	6,183				7,151	577	7,728
28	1895															
29	1896	1,536	0	1,536				4,326	576	4,902	0	734	734	5,862	1,310	7,172
30	1897	1,942	10	1,952				6,454	611	7,065	2,319	0	2,319	10,715	621	11,336
31	1898	2,134	48	2,182				6,732	42	6,774	2,319	0	2,319	11,185	90	11,275

典拠：『横浜市史』資料編12（横浜市、昭和49年3月）茂木商店「蚕糸貿易要覧」（明治25 - 32年各年刊行）より筆者が作成。なおこの原数値は各年4 - 3月までの暦年表示。明治28年分は欠本のため不明。

明治前期に於ける生糸直輸出の位置（富澤）

表6-(1) 生糸直輸出仕向先4箇年平均一覧表（明治15-31年）

年次		アメリカ向		ヨーロッパ向		合計
和暦	西暦	俵	%	俵	%	俵
明治15	1882	2,318	66.1	1,188	33.9	3,506
16	1883	3,236	46.0	3,798	54.0	7,034
17	1884	3,288	55.8	2,608	44.2	5,896
18	1885	1,525	48.3	1,633	51.7	3,158
平均		2,591.75	52.9	2,306.75	47.1	4,898.5
19	1886	2,088	57.4	1,548	42.6	3,636
20	1887	3,561	87.0	530	13.0	4,091
21	1888	2,175	65.9	1,127	34.1	3,302
22	1889	1,218	53.5	1,058	46.5	2,276
平均		2,260.5	68.0	1,065.75	32.0	3,326.25
24	1891	2,919	80.0	732	20.0	3,651
25	1892	3,711	86.7	567	13.3	4,278
26	1893	2,886	71.0	1,180	29.0	4,066
27	1894	7,151	92.5	577	7.5	7,728
平均		4,166.75	84.5	764	15.5	4,930.75
28	1895					
29	1896	5,862	81.7	1,310	18.3	7,172
30	1897	10,715	94.5	621	5.5	11,336
31	1898	11,185	99.2	90	0.8	11,275
平均		9,254	93.2	673.7	6.8	9,927.7

典拠：表5-(1)、(2)と同、筆者が作成。

取扱うまでに至っており、明治20年代以降、この傾向は一層顕在化、常時3-42倍余という格差をみるに至っている。かくして明治20年代前半に於いては、横浜同伸会社の社名は生糸直輸出の代名詞となっている。

それではかかる直輸出商社の販路は、一体如何なる方面であったであろうか。表6を通じて一覽しておきたい。表6-(1)は、生糸直輸出仕向先一覧表であるが、この全直輸出商社の実績を通じて、その市場について確認を行っておきたい。明治10年代段階では、ヨーロッパ、アメリカ双方の比重がほぼ拮抗していたものの、明治20年代前半にはアメリカを主、ヨーロッパを従とするかたちに推移しており、明治20年代後半には、アメリカへの輸出が8割-9割を占めるかたちに移行している（明治26年を除く）。

この背景には、先述の如きアメリカ絹織物業界の急速な発展と高品位生糸の需要増加という要因とともに、日米間の相対的距離の要因、そして直輸出開始以来の経緯、人脈の要因を無視することはできない。表6-(2)に於ける横浜同伸会社の輸出動向を通じて、同様の傾向は指摘可能であり、アメリカ絹織物業界の成長が生糸直輸出業の存続、ひいては横浜同伸会社の営業拡大を促したものと考えられる。

なお明治20年代前半までの生糸直輸出は、横浜同伸会社の事例がそうであるように、製糸業者、生糸商からの委託輸出 損失発生時には荷主側が責任を負担 が中心であり自己資本による買

表6-(2) 横浜同伸会社・貿易商会仕向先一覧(明治13-25年)

年次		同伸会社					貿易商会				
和暦	西暦	アメリカ向		ヨーロッパ向		合計	アメリカ向		ヨーロッパ向		合計
明治	年	俵	%	俵	%	俵	俵	%	俵	%	俵
13.7-14.5	1880-1881	271	71.7	107	28.3	378	0		0		0
14.7-14.12	1881					1,260					1,801
15	1882	1,379	78.6	376	21.4	1,755	896	64.8	487	35.2	1,383
16	1883	1,844	71.5	735	28.5	2,579	1,352	41.8	1,885	58.2	3,237
17	1884	2,267	85.1	397	14.9	2,664	1,009	32.7	2,079	67.3	3,088
18	1885	1,385	83.0	283	17.0	1,668	140	9.4	1,350	90.6	1,490
19	1886	1,956	78.7	529	21.3	2,485	132	11.5	1,019	88.5	1,151
20	1887	3,561	89.1	436	10.9	3,997	0	0	94	100.0	94
21	1888	2,175	82.8	453	17.2	2,628	0	0	674	100.0	674
22	1889	1,218	61.8	753	38.2	1,971	0	0	305	100.0	305
23	1890	1,728	79.6	442	20.4	2,170					
24	1891	2,798	89.3	334	10.7	3,132			405	100.0	405
25	1892	3,774	95.2	189	4.8	3,963	23	6.3	343	93.7	366

典拠：表5-(1)と同、および「時事新報」明治26年2月3日(7)記事をもとに筆者が作成。

取輸出 損失発生時には商社側が責任を負担 是限定的な域に止まっていた⁽⁵⁴⁾。しかしながら明治26年、横浜生糸合名会社の開業、明治29年、三井物産会社の直輸出再開以降、豊富な資金力を背景とする買取輸出が中心となり、資本も資金も乏しい横浜同伸会社を圧倒、直輸出商社の売込問屋化(売込問屋の直輸出商社化)とも言うべき現象が定着する。即ち明治26年、横浜生糸合名会社の創業時に於ける三大売込問屋の原善三郎、茂木惣兵衛、澁澤作太郎の資本参加、さらに明治33年、原合名会社輸出部の創業は、まさにその象徴であり、この段階までには殖産興業期以来の直輸出の語義は変質、「直貿易」と称すべき段階へと到達している。かかる情勢の下、日露戦争の後、なお横浜生糸合名会社、三井物産会社、原合名会社輸出部等、直貿易商社が貿易世界で快進撃を続ける中で、明治43年、歴史的使命を果たした横浜同伸会社 明治26年の株式会社化、明治31年の合資会社化にもかかわらず 是解散を遂げており、近代生糸貿易史の舞台から静かに去っていくのであった⁽⁵⁵⁾。

それでは如上の検討を踏まえて、以下、嗣出論文に入っていきたい。

(とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授)

註

- (1) 海野福寿「直輸出の展開」(『横浜市史』第3巻上、横浜市、昭和36年3月)615-629頁、および海野福寿『明治の貿易 居留地貿易と商権回復』(塙書房、昭和42年4月)68-90頁。なお直輸出とは、不平等条約体制下の居留地貿易の経路 国内生産者・製造者 売込問屋 外国商館 を辿ることなく、海外需要地に商品を直接輸送・販売する貿易の形態であり、居留地貿易の対義的概念である。
- (2) 「横浜正金銀行」(『明治財政史』第13巻、明治財政史編纂会、明治38年2月)809-827、919-930各頁、および「本行創立の当時から明治二十年の第一回増資に至るまで」(『横浜正金銀行史』横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月)18-28頁。
- (3) 「日本銀行」(『明治財政史』第14巻、明治財政史編纂会、明治38年2月)36-44頁。
- (4) 藤本實也「蚕種輸出」(『開港と生糸貿易』中巻、刀江書院、昭和14年10月)482-483頁。

明治前期に於ける生糸直輸出の位置（富澤）

- (5) 海野福寿「直輸出の展開」(『横浜市史』第3巻上、横浜市、昭和36年3月)616頁。
- (6) 註(4)486-504頁。
- (7) 註(4)504-509頁。
- (8) 註(5)718-752頁。
- (9) 註(5)616-618頁。
- (10) 藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)470-471、478-481各頁、および山口和雄「起立工商会社」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、昭和59年2月)454頁、加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男『日米生糸貿易史料』第1巻(近藤出版社、昭和62年7月)「解題」62-69頁。
- (11) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)364-365、373-379、384-387各頁、および藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)468-471、481-482、487-490各頁。
- (12) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)411-415頁、および加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男『日米生糸貿易史料』第1巻(近藤出版社、昭和62年7月)145-146、311-331各頁。
- (13)「(佐藤百太郎・新井領一郎宛星野長太郎・橋成彦書翰控)」、明治11年5月4日(星野家文書、近代未整理文書)。
- (14) 加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男『日米生糸貿易史料』第1巻(近藤出版社、昭和62年7月)「解題」48-51頁。
- (15) 註(5)641-643頁。
- (16) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)414-415頁、および註(14)366-367頁。
- (17)「精糸原社桐華組沿革書」明治18年5月(『群馬県史』資料編23、群馬県、昭和60年3月)376-381頁。本史料に於いて「其価格ノ如キハ從來ノ提糸ニ比スレハ当時百斤ニ付平均百二十弗余ノ高価」と綴られており、これを同期の銀貨相場(藤本實也「就緒時代」『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月、171頁)を以て換算するならば、126円-140円余の価格差が得られる。
- (18) 註(14)と同。
- (19) 大塚良太郎『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月)427-429頁。
- (20)「横浜正金銀行」(『明治財政史』第13巻、明治財政史編纂会、明治38年2月)809-827頁、および「本行創立の当時から明治二十年の第一回増資に至るまで」(『横浜正金銀行史』横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月)1-19頁。
- (21) 宮崎有敬『上毛繭系改良会社沿革史』(上毛繭系改良会社、明治24年5月)22-24頁。本書は上毛繭系改良会社解散時の社長宮崎有敬(群馬県佐位郡采女村、現佐波郡境町出身)の編著にして、同社の創立以来、終焉直前にわたる事情に詳しく、大量の関連史料を掲載している(本文452頁)。
- (22) 註(14)360-362、364-367、381-383各頁。
- (23)「上毛繭系改良会社実況」明治17年2月9日(『群馬県史』資料編23、群馬県、昭和60年3月)409-410頁。
- (24)「横浜正金銀行」(『明治財政史』第13巻、明治財政史編纂会、明治38年2月)917-930頁、および「本行創立の当時から明治二十年の第一回増資に至るまで」(『横浜正金銀行史』横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月)25-28頁。
- (25) 註(19)439-446頁、および註(21)24-76頁。
- (26)「速水堅曹履歴抜萃 自記甲号」明治9-13年条(群馬県立文書館寄託、埼玉県越谷市大杉町 速水益男家文書)、および佐野瑛『大日本蚕史』正史(大日本蚕史編纂事務所、明治31年8月)535-546、603-604、606-609、665-666各頁。藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)198-205頁、同「邦人の生糸輸出業」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)492-502頁。
- (27)「同伸会社営業ノ顛末」明治21年(『群馬県史』資料編23、群馬県、昭和60年3月)509-514頁。
- (28) 註(19)439-446頁、および註(21)26-29頁。「速水堅曹履歴抜萃 自記甲号」明治13年条(群馬県立文書館寄託、埼玉県越谷市大杉町 速水益男家文書)、佐野瑛『大日本蚕史』正史(大日本蚕史編纂事務所、明治31年8月)628-630頁。
- (29) 前田正名『直接貿易意見一斑』(博聞社、明治14年11月)1-71頁。

- (30) 註(19) 443 - 446頁、および註(21) 26 - 29頁、「速水堅曹履歴抜萃 自記甲号」明治13年条(群馬県立文書館寄託、埼玉県越谷市大杉町 速水益男家文書)。
- (31) 「直接貿易基礎確定二関スル三大要綱」大蔵卿佐野常民宛大蔵省御用掛前田正名建白書、明治13年12月(『大隈文書』第4巻、早稲田大学社会科学研究所、昭和36年3月) 317 - 326頁。
- (32) 『製糸諮詢会紀事』(農商務省農務局、明治16年9月) 48 - 50頁、および『埼玉県蚕糸業史』(埼玉県蚕糸業協会、昭和35年12月) 302 - 310頁。
- (33) 註(19) 539 - 545頁、および『製糸諮詢会紀事』(農商務省農務局、明治16年9月) 23 - 27頁、『大分県史』近代編(大分県、昭和59年3月) 381 - 386頁。
- (34) 註(19) 468頁、および『明治史料頭要職務補任録』(柏書房、昭和42年12月) 16、76各頁、牛山敬二「農商務省」(『国史大辞典』第11巻、吉川弘文館、平成2年9月) 365 - 367頁。
- (35) 『製糸諮詢会紀事』(農商務省農務局、明治16年9月) 54 - 55頁、および澤田虎吉『前田正名君性行一^(ママ)班』(森本活版所、明治26年7月) 1 - 3頁、『農務顛末』第3巻(農林省、昭和30年2月) 1026、1031 - 1033、1098 - 1200各頁。
- (36) 「速水堅曹履歴抜萃 自記甲号」明治15年条(群馬県立文書館寄託、埼玉県越谷市大杉町 速水益男家文書)。
- (37) 藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月) 507 - 519頁。
- (38) 河瀬秀治『生糸貿易維持方案』(星野長太郎、明治24年1月) 巻末付録第4号表。本史料は横浜同仲会社社長河瀬秀治の原文に星野長太郎、丸山孝一郎、大里忠一郎等が補訂を加えて「編集者兼発行者」星野長太郎が刊行した第1議会期の請願趣旨説明書である。従って河野秀治の単著として紹介して「直輸出の必要を説く論拠・主張は、ほとんど前田の論旨の祖述にすぎない」との否定的評価を下している註(1) 前者の記述(633頁)は、甚だ不適切なものである。海野福寿が参照した『生糸貿易維持方案』は校正時点の「未定稿」であるが(明治23年12月印刷)、実際には如此「決定稿」が存在している。
- (39) 註(37) 524 - 529頁。
- (40) 註(38) と同。
- (41) 註(37) 519 - 529頁。
- (42) 註(37) 529 - 532頁、および大塚良太郎『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月) 327 - 328頁。
- (43) 註(37) 517 - 519頁。
- (44) 註(38) と同。
- (45) 註(5) 621 - 625、673 - 675各頁。
- (46) 海野福寿「地方直輸出会社の設立と展開」(『横浜市史』第3巻上、横浜市、昭和36年3月) 700 - 703頁。
- (47) 「紙幣整理始末」(『日本金融史資料』明治大正編 第16巻、大蔵省印刷局、昭和32年7月) 63 - 64頁。
- (48) 大塚良太郎『蚕業家必携』(蚕業商会、明治22年2月) 195 - 196頁。
- (49) 「外国為換取扱二付駐外領事へ訓条」明治15年3月17日(『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月) 144 - 149頁。
- (50) 「本行創立の当時から明治二十年の第一回増資に至るまで」(『横浜正金銀行史』横浜正金銀行、大正9年、復刊、日本経済評論社、昭和51年2月) 39 - 62頁。
- (51) 註(37) 515 - 517頁。
- (52) 註(5) 675 - 678頁、および註(50) 57 - 59頁。
- (53) 註(5) 680 - 686頁、および註(50) 62 - 64頁。
- (54) 石井寛治「直輸出商社の性格転換」(『日本蚕糸業史分析 日本産業革命研究序論』東京大学出版会、昭和47年9月) 216 - 242頁。
- (55) 註(37) 492 - 502頁。